

令和 5 年度第 2 回下野市総合計画審議会  
事前質問に対する回答について

基本目標	基本目標①「魅力的で安定した雇用を創出する」
委員名	小林 正樹 委員
質問箇所	資料 1 P13 重要業績評価指標 「雇用奨励金活用件数」
意見・提言内容	雇用奨励金交付制度の対象者のうち、障がい者については身体障がい者手帳の 1 級もしくは 2 級、療育手帳所持者となっているが、①精神保健福祉手帳所有者を対象としない理由と、②療育手帳所持者は、障がいの程度で判断されないのに身体障がい者手帳所持者は重度（1 級、2 級）のみとされた理由についてご教示願いたい。
担当課	商工観光課
回答・対応	<p>下野市の雇用奨励金制度につきましては、平成 23 年に制度化した後、平成 25 年 3 月に全部改正を行い、現行制度に至っている。</p> <p><b>質問① 精神保健福祉手帳保持者を対象としない理由について</b></p> <p>平成 25 年 4 月に障害者総合支援法が施行されたことを契機に、本市の奨励金制度においても精神障がい者への支援の在り方について検討を要する環境となったものの、要綱の改正には至っていない状況です。</p> <p>今般のご指摘を踏まえ、本市制度の改正を行い、対象者の拡大を検討していきたいと考えています。</p> <p>参考までに同じ管内である小山市の状況を確認すると、国のトライアル雇用助成金を活用した事業者に対して、さらに奨励金を上乘せして交付していることも認識しているところであります。</p> <p>したがって、実際に採用する事業者にとって、精神障がい者をトライアル雇用する有用性等も評価すべきであると考えられることから、改正の検討にあたっては、より効果的な手法を研究していきたいと考えています。</p> <p>なお、本奨励金の交付要件には、ご質問にあるような障がい者手帳を所有している方のほか、ハローワーク（公共職業安定所）の紹介により市民を正規に雇い入れた場合等も交付の対象となるため、精神障がいの有無にかかわらず雇用奨励金を受給することは可能となっています。</p> <p><b>質問② 身体障がい者手帳の 1 級 2 級のみを対象としている点について</b></p> <p>現行制度において、事業者が障がい者を雇用するにあたっては、事業所のバリアフリー化や障がい者への指導担当の配置等、労働環境の整備のための負担が発生することから、特に重度の障がい者を雇用する事業者への負担軽</p>

減を図り、障がい者への雇用機会の増大につながることを意図したものとなっております。

なお、この点につきましても、質問①と同様、ハローワークを介して正規に雇い入れた事業所につきましては、障がいの程度にかかわらず市の雇用奨励金の対象としています。